

法学部

第 1 章	理念・目的	1
第 3 章	教員・教員組織	7
第 4 章	教育内容・方法・成果	
1	教育目標、学位授与方針、 教育課程の編成・実施方針	14
2	教育課程・教育内容	21
3	教育方法	28
4	成果	35
第 5 章	学生の受け入れ	40
第 6 章	学生支援	47
第 7 章	教育研究等環境	52

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学部

基準 No	基準項目
1	理念・目的

理念・目的は大学のもつ個性や特徴を明らかにするものであると同時に、学問の自由を保障し、「広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」(学校教育法 第 83 条第 1 項)という大学の目的にも沿い、最高の教育機関として、また、学術文化の研究機関として、ふさわしい内容を有するものであることが必要である。

大学は、自ら掲げる理念・目的を具現化するために、教育研究活動に必要な組織・制度とその諸条件を整備し、その機能を十分に発揮することが必要である。同時に大学は、理念・目的に照らして教育研究活動の充実向上のための検証を行う必要がある。

また、理念・目的は、刊行物やホームページ等を通じて、学内の構成員に周知させるとともに、社会に対しても明らかにする必要がある。

大学は、こうした理念・目的自体の適切性についても定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記 (1) に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記 (2) に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
101	大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	
	評価の視点	
	①	理念・目的を明確にしているか。
	②	理念・目的間の整合性は取れているか。
	③	実績や資源からみて理念・目的は適切か。
	④	理念・目的の個性化
年度始	現状の確認	
法学部は、建学の精神と校訓(基準 No.1 大学全体シート参照)に基づき、学部および学科の「教育研究上の目的」を学則に、「教育理念及び教育方針と目標」を『大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標』に定めている(資料1,2)。 理念・目的で示す法的視点とそれに基づく判断・行動力を持つ人材の育成は、法学部に期待される人間形成と整合性が取れている。また、理念・目的を実現可能な最低限の人的・物的・資金的条件は満たされている。よって、実績や資源からみて、理念・目的は適切である。なお、アカデミック・リソース把握に特化されたアカデミック・ポートフォリオなどは用意されていない。 理念・目的において、キリスト教主義の立場に立った教育を謳っている点は他大学との差別化となっており、かつて法政策学科を設置していた背景から、政策的判断力の養成を重視している点は本学部の一つの特徴となっている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・専任教員の教育・研究等活動に関する自己点検・評価シートの組織的な取扱を検討する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
アカデミック・ポートフォリオが依然として用意されていない。		2017 年度より導入される「教員データベース(仮称)」の利用可能性を検討する。

項目No	点検・評価項目	
102	大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（学生・教職員）に周知され、社会に公表されているか。	
	評価の視点	
	⑤	大学構成員（学生・教職員）に対する周知方法とその有効性
	⑥	社会への公表方法
	⑦	明示媒体による違いはないか。
年度始	現状の確認	
	理念・目的はホームページ上で公表し、大学構成員のみならず社会にも広く周知している(資料3)。「教育理念及び教育方針と目標」については、『履修要綱』にも掲載し、大学構成員への周知を図っている(資料4)。 理念・目的はホームページ、『履修要綱』において整合性が取れ、明示されている。	
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
	・法学部の理念・目的の周知等は、従来どおり媒体間の齟齬がないように行う。 ・アウトカム・アセスメントの一つとして行っている「4年生アンケート」の分析を行うと同時に、大学のIR部局への提供や経済学部とのデータ比較などを行う。	
年度末	点検（振り返り）	
	効果が上がった事項 もしくは 改善された事項	
	内容（特色ある取組や成果創出など）	伸長方策（将来に向けた発展方策）
	・「4年生アンケート」を全学実施の「卒業生アンケート」に切り換え、4年生ゼミナールで実施することにした。	特になし。
	改善すべき事項	
	内容（明らかになった課題点など）	改善方策（将来に向けた発展方策）
	他学部の「卒業生アンケート」が卒業式に際して行われるため、年度内の他学部との比較ができない。	年度をまたがる形での検討スケジュールを組み立てる。

項目No	点検・評価項目	
103	大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	
	評価の視点	
	⑧	定期的に検証を行っているか。
年度始	現状の確認	
法学部自己点検・評価委員会の規程に基づき、理念・目的の適切性を定期的に検証している(資料5)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・引き続き、法学部自己点検・評価委員会の規程に基づき、理念・目的の適切性について当該委員会で定期的に検証を行う。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）					
				昨年度			年度末		
				2015 年度			2016 年度		
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
101	大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	①	理念・目的を明確にしているか。	A	B		A	B	
		②	理念・目的間の整合性は取れているか。	A			A		
		③	実績や資源からみて理念・目的は適切か。	B			B		
		④	理念・目的の個性化	A			A		
102	大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（学生・教職員）に周知され、社会に公表されているか。	⑤	大学構成員（学生・教職員）に対する周知方法とその有効性	A	A	A	A	A	A
		⑥	社会への公表方法	A			A		
		⑦	明示媒体による違いはないか。	A			A		
103	大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	⑧	定期的に検証を行っているか。	A			A		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	関東学院大学学則 第4条第2項第5号
2	大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標
3	関東学院大学ホームページ「1.大学の教育研究上の目的に関すること」 (http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/content/files/about/disclosure/2015/disclosure_1-1-3.pdf)
4	2015 年度履修要綱(法学部)
5	関東学院大学法学部自己点検・評価委員会規程

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学部

基準 No	基準項目
3	教員・教員組織

大学は、大学として求める教員像や教員組織の編制の方針を明確に定め、学部・研究科等の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設けるとともに、組織ごとに十分な教員を配置し、教育と研究の成果を上げる必要がある。また、大学は、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制する必要がある。

大学は、教員の募集、採用、昇任等を適切に行うとともに、その地位の保障にも十分に配慮する必要がある。教員の採用に際しては、広く国内外に人材を求める等人事の活性化を図るとともに、明文化された基準と手続きに従い、公正かつ適切な方法で採用を行わなければならない。その際、大学は高度の教育機関であるとともに、学術研究の中心機関でもある点を考慮し、人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、学界および社会における活動実績等に留意して、候補者を選考する必要がある。また、特定の範囲の年齢に偏ることのないよう教員の年齢構成に留意するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて教員の適正な男女比構成にも配慮することが重要である。

大学は、教員の資質向上を図るために、組織的に、また、多面的に必要な措置を講じなければならない。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
301	大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	
	評価の視点	
	①	教員に求める能力・資質等を明確にしているか。
	②	教員構成を明確にしているか。
	③	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしているか。
年度始	現状の確認	
法学部では大学全体の規程・基準・方針に基づいて定めた教員像に沿って教員を選考している。法学部の教員に求める能力・資質等については、教授会のもとに人事委員会、教務委員会を設置し、教員に求める能力・資質等の審査を行っている。 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーに記載されていることの実現を目指すことを教員の使命と役割としている。また、専門科目担当教員の組織(学科)には学科長、共通科目担当者については共通科目主任を配置し、上記審査における責任体制を整えている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・設置基準などにしたがった教員組織の要件などは満たされているが、法学部独自の「教員の役割や使命」を明文化したものが存在しないため、新学科設置に伴う学部全体の3ポリシー策定し直しを機に、「教員の役割や使命」を再確認し、その明示媒体などを検討する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
シラバスとの関係を中心にディプロマポリシーが扱われたこともあり、「教員の役割や使命」の再確認に至らなかった。		ディプロマポリシーと連動して教員の使命などを再検討する。

項目No	点検・評価項目	
302	学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	
	評価の視点	
	④	編制方針に沿った教員組織を整備しているか。
	⑤	専任教員の年齢構成等は適切か。
	⑥	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みを整備しているか。
	⑦	研究科担当教員の資格を明確にしているか。(研究科、法務研究科)
	⑧	研究科担当教員を適正配置しているか。(研究科、法務研究科)
年度始	現状の確認	
大学で設定している教員定数に基づき、設置基準上必要となる教員数を満たす学部の教員を配置している(資料1)。 2015年度5月1日現在の教員数は、法学科35名、諸課程の教員2名である。設置基準上必要となる専任教員数を十分に満たす37名で教員組織を構成している(資料2)。教員一人あたりの学生数は法学部全体で在籍学生数1,131÷35≒32.3人である。外国籍専任教員は1名であるまた、専任教員のうち専門科目担当者会議構成員は21名、共通科目を担当する者13名、両方を担当する者4名である。助教2名は原則として会議体の構成員とはしていない。任期制教員は2名である。共通科目を担当する教員数が減少しないような配慮も行っている。 カリキュラムポリシー及びそれに基づく教育課程を実現することが「教員組織の編成方針」であるため、教員に欠員が生じた場合にカリキュラムの維持を最優先にチェックし、欠員補充による適切な教員編成を心がけている。 2015年度における年齢構成では、35～39歳4名、40～44歳3名、45～49歳6名、50～54歳9名、55～59歳4名、60～64歳5名、65～69歳6名となっており、極端な偏りはなく適正である。男女比は男性28名、女性7名で、4:1である(資料3)。新規や欠員補充の人事に際して全体の年齢構成を考慮している。 専任教員及び非常勤講師の採用時には担当科目を明確にしている。専任教員について、科目に適合した論文などの業績の数及び内容を、教授会で選出された業績審査委員により構成される業績審査委員会で審査を行い、人事委員会での審議を経て教授会で採否を決定している。非常勤講師について、提出された経歴及び研究業績書によって科目適合性を教務委員会・専門科目担当者会議・共通科目担当者会議などで審議したうえで、教授会で採否を決定している。 採用時の科目から別な科目に担当科目を広げる場合、あるいは変更する場合には、人事委員会で当該科目担当教員としての適合性があるかを検討し、採用時の科目の延長上にないと判断された場合には、業績審査委員会を設置し、新たな担当科目に相応しい研究業績の有無や内容を審査したうえで、教授会で担当の可否を決定している。 教員組織の適切性を検証する責任主体は、専任教員については、学部長、学部人事委員会であり、検証の結果、補充が必要であると判断された専任教員人事については、人事委員会で審議決定した原案を教授会で審議決定している。非常勤講師については、学部長、学科長、共通科目主任、教務主任、学部教務委員会であり、翌年度のカリキュラムを作成する際に検証を行い、検証の結果、交代や補充が必要な場合は、教務委員会で審議決定した原案を教授会で審議決定している。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・法科大学院との調整のうえで今後の移籍方針を明確にする。		
年度末	点検(振り返り)	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容(特色ある取組や成果創出など)		伸長方策(将来に向けた発展方策)
学生のキャリア支援を担当する教員の他学部移籍に対応するために、客員教員制度を活用した。		特になし。
改善すべき事項		
内容(明らかになった課題点など)		改善方策(将来に向けた発展方策)
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
303	教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	
	評価の視点	
	⑨	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きを明確にしているか。
	⑩	規程等に従った適切な教員人事を行っているか。
年度始	現状の確認	
教員の募集・採用・昇格は学院および大学の規程に基づいて、関東学院大学法学部教員選考規程および関東学院大学法学部人事委員会規程を定め、規程にしたがって実施している(資料4、5)。 昇格の条件については、法学部昇格人事に関する基本方針で定め、その手続きを法学部昇格人事手続きマニュアルに定めている(資料6、7)。教員採用については求める教員の能力に応じて留意事項(研究業績やその他の実績)を明確化にしている。 専任教員の新規採用においては、「模擬講義」(全教員)及び「面接」(執行部)を実施して採用者を決定している。 昇格については、勤務年数と業績数の形式的要件に基づき法学部人事委員会が審査対象者を決定し、教授会で設置した業績審査委員会による研究業績内容の実質要件に関わる審査を行っている。同委員会による業績審査報告は、教授会に対して直接報告され、昇格の可否については審査対象者を除く教授会構成員全員の無記名投票により決定する。なお、昇格においては研究業績のみを重視しており、それ以外の実績等はほとんど勘案していない。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・教員の昇格における審査対象が研究業績に重点が置かれているのは大学全体の傾向でもあるので、大学全体の動きを視野に入れつつ複眼的な教員審査の構築を模索する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
304	教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。 ※ ここでの FD は「教員の資質向上」に関する活動を指す。「教育課程や教育内容・方法の改善」に関する活動は、点検・評価項目 No. 434 参照。	
	評価の視点	
	⑪	教員の教育研究活動等の評価を実施しているか。
	⑫	ファカルティ・ディベロップメント（F D）の実施状況と有効性
年度始	現状の確認	
2014 年度より、専任教員の自己点検・評価を開始し、教員の教育研究活動について自己点検評価シートの提出を求めている。 FD 委員会を教授会のもとに置き、教員の資質の向上(FD 活動)を大学全体の方策に準じて促進しているが、有効性を検証するための仕組みについては検討されていない。 研究に関する資質の向上として、毎年、専任教員の研究テーマ、研究活動、社会活動の状況を記載した『法学部教員研究活動報告』を発行している(資料 8)。同報告に記載された研究業績は、昇格に際しての基礎資料として用いている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・2014 年度から始まった専任教員自身による自己点検・評価の結果を検証する。また、ファカルティ・デベロップメントの有効性を検証できる仕組みを検討する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
専任教員自身に対する自己点検・評価の「教員データベース」への移行が年度内に行われなかったため、検証できる段階に至らなかった。		2017 年度に行われる「教員データベース」入力に際して、教員にアンケートを実施して、データベースの有効性を検証する。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）					
				昨年度			年度末		
				2015 年度			2016 年度		
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
301	大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	①	教員に求める能力・資質等を明確にしているか。	C	C	C	C	C	C
		②	教員構成を明確にしているか。	A			A		
		③	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしているか。	A			A		
302	学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	④	編制方針に沿った教員組織を整備しているか。	A	A		A	A	
		⑤	専任教員の年齢構成等は適切か。	A			A		
		⑥	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みを整備しているか。	A			A		
		⑦	研究科担当教員の資格を明確にしているか。（研究科、法務研究科）						
		⑧	研究科担当教員を適正配置しているか。（研究科、法務研究科）						
303	教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	⑨	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きを明確にしているか。	A	A		A	A	
		⑩	規程等に従った適切な教員人事を行っているか。	A			A		
304	教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	⑪	教員の教育研究活動等の評価を実施しているか。	B	B		B	B	
		⑫	ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性	B			B		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	基準教員表
2	教員基礎情報(年齢・職階・教員数) (http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html#anchor-02) (http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/content/files/about/disclosure/disclosure_3-3.pdf)
3	職位別・男女別人数・設置基準上必要となる専任教員数 (http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html#anchor-02) (http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/content/files/about/disclosure/disclosure_3-1.pdf)
4	関東学院大学法学部教員選考規程
5	関東学院大学法学部人事委員会規程
6	法学部昇格人事に関する基本方針
7	学部昇格人事手続きマニュアル
8	法学部教員研究活動

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学部

基準 No	基準項目
4	教育内容・方法・成果
41	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定めこれに基づき「学位授与方針（DP）」および「教育課程の編成・実施方針（CP）」を明示しなければならない。

「DP」には、学位の授与にあたり、学位授与基準および当該学位に相応しい学習成果を明確に示す必要がある。また、「CP」には、教育内容、学修時間、科目の履修順序など教育活動の体系性を示すとともに、教育課程を構成する授業科目の科目区分、授業形態、教育方法など教育課程を円滑に実施するための基本的方策の枠組みを示す必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、簡条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、簡条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、簡条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
411	教育目標に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明示しているか。	
	評価の視点	
	①	教育目標を明示しているか。
	②	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明示しているか。
	③	教育目標と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性は取れているか。
	④	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に修得すべき学修成果を明示しているか。
年度始	現状の確認	
● 教育目標の明示について 教育目標(教育方針と目標)を明確に示している(資料1)。 ● 3 ポリシー(学位授与方針(ディプロマ・ポリシー))の明示について 教育目標に基づき、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の3つのポリシー(以下「3 ポリシー」という。)を策定・明示している(資料1)。学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)には、修得すべき学修成果を明確に示している。なお、3 ポリシーは全学方針に則って策定している(資料2)。 ● 学位授与の要件(卒業の要件)の明示について 学位授与の要件(卒業の要件)について、学則および履修規程、履修要綱に明確に示している(資料3～5)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・地域創生学科の新設に伴う3ポリシーの再策定の後、2017 年度に向けてディプロマ・マポリシーの明示の準備を行う。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
412	教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明示しているか。	
	評価の視点	
	⑤	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明示しているか。
	⑥	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性は取れているか。
	⑦	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示をしているか。
年度始	現状の確認	
● 3 ポリシー（教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー））の明示について 教育目標に基づき、3 ポリシーを策定・明示している（資料 1）。なお、3 ポリシーは全学方針に則って策定しており、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性は取って策定している（資料 2）。 ● 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示について 授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等について、学則および履修規程、履修要綱に明確に示している（資料 3～5）。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・地域創生学科の新設に伴う3ポリシーの再策定の後、2017 年度に向けてカリキュラム・ポリシーの明示の準備を行う。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
413	教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が、大学構成員（学生・教職員）に周知され社会に公表されているか。	
	評価の視点	
	⑧	大学構成員（学生・教職員）に対する周知方法とその有効性
	⑨	社会への公表方法
年度始	現状の確認	
教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、学位授与の要件(卒業の要件)、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等について、履修要綱およびホームページに掲載し、学生・教職員への周知および社会への公表を行っている(資料5～8)。法学部のサイトにおいては、「法学部の学び」として学びの流れやコースの概要などを公開している。 また、学生に対しては、1 年次秋学期配当の登録必須科目「コース入門」においてにコース制の説明、各コースの概要などを授業科目の中で説明している。本科目において実施しているアンケート調査では、多くの学生から、「コース選択の参考となった」という回答が得られている(資料9)。また、2015 年度における 2 年生のコース別選択必修科目について履修状況を調査したところ、それぞれコースに振り分けられている選択必修科目を優先的に履修している状況が確認できた(資料10)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・地域創生学科の新設に伴う3ポリシーの再策定の後、2017 年度に向けてディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの学生・教職員への周知、社会への公表の準備を行う。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
414	教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性について定期的に検証を行っているか。	
	評価の視点	
	⑩	定期的に検証を行っているか。
年度始	現状の確認	
教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、中長期計画の見直しに合わせて検証されることになるが、法学部は4年周期で教育課程(カリキュラム)の見直しを行っている。すなわち、大学設置基準の大綱化に基づいた1994年度のカリキュラム開始後、改正を4度にわたって行い、現行は2012年度に改正したカリキュラムである。		
2017年度の地域創生学科の設置に伴う法学科との関連事項について2015年度には一定の調整を行った。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・2017年度の地域創生学科の新設に向けて3ポリシーを検証し、両学科に関連する事項をさらに調整する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）					
				昨年度			年度末		
				2015 年度			2016 年度		
				評価 視点	評価 項 A 目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
411	教育目標に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明示しているか。	①	教育目標を明示しているか。	A	A		A	A	
		②	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明示しているか。	A			A		
		③	教育目標と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性は取れているか。	A			A		
		④	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に修得すべき学修成果を明示しているか。	A			A		
412	教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明示しているか。	⑤	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明示しているか。	A	A	A	A	A	A
		⑥	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性は取れているか。	A			A		
		⑦	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示をしているか。	A			A		
413	教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が、大学構成員（学生・教職員）に周知され社会に公表されているか。	⑧	大学構成員（学生・教職員）に対する周知方法とその有効性	A	A		A	A	
		⑨	社会への公表方法	A			A		
414	教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性について定期的に検証を行っているか。	⑩	定期的に検証を行っているか。	A			A		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	法学部「2016 年度履修要綱」p.6-9
2	2014 年度第 3 回関東学院大学自己点検・評価委員会議事録 報告事項 2
3	関東学院大学学則 第 9、16、34 条
4	関東学院大学法学部履修規程 第 3、4 条
5	法学部「2015 年度履修要綱」
6	関東学院大学ホームページ「関東学院大学の情報」(1.大学の教育研究上の目的に関すること、5.授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること、6.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること) http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html
7	関東学院大学ホームページ「法学部」 http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/faculty/law.html
8	関東学院大学法学部ホームページ(オリジナルサイト)「法学部について」 http://hougaku.kanto-gakuin.ac.jp/faculty/about/
9	2015 年度コース入門アンケート
10	2015 年度コース専門選択必修科目の履修状況(法学部教務課作成資料)

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学部

基準 No	基準項目
4	教育内容・方法・成果
42	教育課程・教育内容

大学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成する必要がある。

教育課程の編成にあたっては、いずれの専門分野にあっても、国際化や情報化の進展、また学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。その際、学部・研究科等の教育目標、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し体系的かつ効果的に編成する必要がある。

また、いずれの課程においても各課程にふさわしい教育内容を提供する必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目
421	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
	評価の視点
	① 必要な授業科目が開設されているか。
	② 順次性のある授業科目が体系的に配置されているか。
	③ 専門教育・教養科目の位置づけが適切になされているか。（学部）
	④ コースワークとリサーチワークのバランスが取れているか。（研究科）
	⑤ 教育課程の体系および順次性を明示しているか。
年度始	現状の確認
学則に基づき、授業科目を共通科目および専門科目で構成している。そして、幅広い教養と高度な専門性の両立と、本学部の特徴である法政策的な知識・判断力を身につけさせるために、教養教育の重要性について配慮した教育課程を編成している。また、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、分野や目的に応じて必要な授業科目を開設し、修得すべき科目もしくは単位数を卒業要件として定めている。なお、授業科目区分毎の卒業所要単位数を超えて履修した科目および他学部や他大学開講科目の履修等については、自主選択科目として開設し、卒業要件として認めている。さらに、諸課程として、中学校教諭1種免許状の社会および高等学校教諭1種免許状の公民の教職課程を開設している。他にも、関連科目を体系的に学ぶことができる3つの副専攻の教育課程を開設し、他学部提供している。なお、法学部の学生は、他学部が開設している副専攻の教育課程を履修することができる（資料1～5）。 教育課程は、「司法コース」「行政・政策コース」「パブリックセキュリティコース」「法とビジネスコース」の4つのコースによるコース制を導入している。学生は、2年次進級時に、自らの興味と卒業後の希望進路に合うコースを選択することができる。また、1年次を「基礎ステージ」、2年次以降を「応用ステージ」と位置付け、コース制と連動させた科目配置をしている。なお、コース選択後となる2年次以降の「応用ステージ」では、2年次に基礎的な科目、3年次に応用・発展の科目を配置している。 共通科目は、教養科目および保健体育科目、外国語科目に区分している。 教養科目においては、1年次の「基礎ステージ」に、建学の精神を学ぶ機会として「キリスト教学1」を必修として配置している。また、初年次教育・高大接続に配慮した「学びの基礎」を登録必須として配置している。 外国語科目においては、1年次の「基礎ステージ」に必修英語を集中的に配置し、2年時以降の「応用ステージ」に選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語・英語）を配置している。なお、さらなる習熟を目指す学生のニーズに対応し、教養科目に教養外国語科目を開設している。 専門科目は、導入科目および9つの科目群（法の基礎、公共と法、市民と社会、犯罪と刑罰、国際社会と法、企業の組織と活動、政治・経済と社会、発展科目、就職支援科目）、ゼミナールに区分している。 1年次の「基礎ステージ」には、導入科目の「法学の基礎」を必修として配置している。また、「コース入門」を登録必須として配置している。さらに、法制度の基幹となる法を学ぶ科目を、1年次の「基礎ステージ」から2年次の「応用ステージ」開始までに配置している。市民と社会の科目群における「民法総則」（1・2）は1年次に、公共と法の科目群における「憲法」（1・2）と、犯罪と刑罰の科目群における「刑法総論」（1・2）は2年次に、登録必須の学部基幹選択必修科目として配置している。そして、2年次以降、学生は選択したコースの専門選択必修科目を中心に、専門科目を履修していく。なお、発展科目の科目群は、成績が優秀であり、通常の専門科目よりも高度な学修を求める学生のニーズに応える専門科目として、3年次以上でGPAが2.5以上の学生を対象に開設している。 なお、本学部では、共通科目および専門科目に、キャリア支援に関する科目を1～4年次にかけて継続的・系統的に配置している。 共通科目においては、自己発見・キャリア形成科目として、全学共通科目のみならず、学部独自のキャリア支援科目として、「法学部キャリア形成」（基礎1・基礎2）を1年次から配置している。また、キャリア支援にも関連する科目として、「現代社会の課題」および「文章理解と自己表現」を1年次から配置している。 専門科目においては、就職支援科目の科目群として開設し、「法学部キャリア形成」（発展1～発展5）を2～4年次にかけて配置している。 このように、共通科目と専門科目の位置付けは明確であり、順次性のある授業科目を体系的に配置し、教育課程を編成している。また、卒業所要単位数126単位のうち、共通科目から最低40単位（卒業所要単位数の約31%）を修得することを求めている。さらに、2014年度の授業科目数は、共通科目が91科目（総クラス数278クラス）であり、専門科目が95科目（総クラス数192クラス）であった。このことから、教育課程を適切なバランスで編成しているともいえる。ただし、「基礎ステージ」から「応用ステージ」への順次性についての配慮はしているが、個々の授業科目間の関連付けについては、コース専門選択必修科目を除き、十分に配慮しているとはいえない。 教育課程については履修要綱により学生に明確に示している。 2015年度には、2017年度の地域創生学科の新設に向けての届出に合わせて新学科の教育課程（カリキュラム）を策定	

し、それに伴う法学科との調整を行った。今年度はさらに細部を調整し、教育課程の体系性および授業科目の順次性を、全学のカリキュラム・マップ、カリキュラム・フローチャートの策定方針に基づきながら行う。	
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定
・2017 年度の地域創生学科設置に伴う3 ポリシーの再策定に合わせて、カリキュラム・マップとフローチャートを作成し、法学部全体の教育課程の体系的編成を行う。	
年度末	点検（振り返り）
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項	
内容（特色ある取組や成果創出など）	伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。	特になし。
改善すべき事項	
内容（明らかになった課題点など）	改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。	特になし。

項目No	点検・評価項目
422	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。
	評価の視点
	⑥ 学士課程教育に相応しい教育内容の提供をしているか。（学部）
	⑦ 初年次教育・高大接続に配慮した教育内容となっているか。（学部）
	⑧ 専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。（研究科）
	⑨ 理論と実務との架橋を図る教育内容の提供をしているか。（法務研究科）
	⑩ 教育内容の適切性について定期的に検証を行っているか。
年度始	現状の確認
共通科目は、教養科目において、専門科目を学ぶための力を養い、卒業後に自己の選んだ人生を送り、社会人として責任を果たすために必要な力を身につけることができる内容となっている。なお、1年次の「基礎ステージ」では、「キリスト教学1」において、建学の精神を学ぶ機会としている。また、「学びの基礎」において、専任教員全員が担当して初年次教育を行い、新書の読解、レジュメの作成、プレゼンテーション、ディスカッションおよび、毎回の授業で予習レポートを提出させて、学修習慣の定着・強化を図っている。 また、外国語教育において、1年次の「基礎ステージ」に集中的に英語教育を行っている。なお、「英語リーディング」(1・2)および「TOEIC スキルズ」(1・2)においては、入学時に実施するプレイスメントテストによる習熟度別のクラス編成を行い、学修者の習熟度に応じた教育を行っている。さらに、希望する学生は、2年次以降の「応用ステージ」においても、選択必修外国語の「Advanced English」(1～5)により高い英語能力の養成することができる。他にも、ドイツ語およびフランス語、中国語を学修することができる。 専門科目は、1年次の「基礎ステージ」において、専門教育の導入教育を行っている。導入科目の「法学の基礎」では、法律専門科目を学ぶために必要な基礎知識と法的な考え方を身につける。また、「コース入門」では、将来の進路と大学の授業との関わりについて学ぶことができる内容となっている。学生は、様々な職業の話を聞き、卒業後の進路についてじっくり考えたうえで所属するコースとゼミナールを選択し、コース専門選択必修科目を適切に履修することができる。さらに、学部基幹選択必修科目（「憲法」(1・2)、「民法総則」(1・2)、「刑法総論」(1・2)）では、わが国の法制度の基幹であり、他の法を理解する上でも不可欠である憲法および民法と刑法について学ぶことができる内容となっている。 また、2年次以降の「応用ステージ」において、「基礎ステージ」で修得した知識を基に、より専門的な教育内容を提供している。学生は、歴史や理念等について法そのものを考察したり、現在社会で問題となっている法制度について検討したり、卒業後も役立つ実践的な法知識を学ぶことができる。さらに、コース毎に専門教育を行っている。 「司法コース」においては、法曹（裁判官・検察官・弁護士）になるために必要な法科大学院への進学や、司法書士・行政書士などを目指し、法律全般の専門知識獲得を目指している。 「行政・政策コース」においては、県や市町村の職員である公務員を目指し、行政に関連する法的知識や、政策に携わるために必要な教育内容となっている。 「パブリックセキュリティコース」においては、警察官、消防官などの公務員に必要な、刑法、行政法などの分野に関する知識を深めることができる内容となっている。 「法とビジネスコース」においては、民間企業への就職を視野に入れた法律知識の修得や、法的資格の取得を目指し、組織体に関わる法律や社会の制度や仕組みを政治や経済面を中心とした教育を行っている。 さらに、2年次の「応用ステージ」からは、少人数によるゼミナールでの学びが始まる。学生はゼミナール活動を通じて、専門的な分野について知識を深めていくことができる。自分自身の選んだテーマについて研究活動を進め、4年次にはゼミナール論文を作成する。 なお、本学部では、1～4年次まで継続的に系統的なキャリア教育を行っている。 共通科目の自己発見・キャリア形成科目では、「法学部キャリア形成」(基礎1・基礎2)において、全学共通科目と合わせて、社会人になるための基礎的な力を身につける。また、教養科目の「現代社会の課題」や「文章理解と自己表現」において、単なる就職支援とは別に、近年の就職状況の厳しさに対応できる力を学生に付けさせる教育内容の強化を図っている。「現代社会の課題」においては、専任教員がオムニバス形式で各自の専門性を活かしつつ現代社会の諸問題を解説し、学生が早い段階から時事問題に関心を抱き、法学とのつながりを常に意識して学生各自が調べる学修スタイルを促すような実用的な教育を試みている。「文章理解と自己表現」においては、文章で自分の考えを伝える力を身につける。 専門科目の就職支援科目では、「法学部キャリア形成」(発展1)において、共通科目から継続して、社会人になるための基礎的な力を身につける。また、「法学部キャリア形成」(発展2～発展4)において、就職活動に必要なスキルを身につける。さらに、「法学部キャリア形成」(発展5)において、自分の力を社会に生かす内容となっている。 2017年度の地域創生学科の新設に向けての届出に合わせて新学科の教育課程(カリキュラム)を策定し、それに伴う法学科との調整を行った。今年度はさらに細部を調整し、教育課程の体系的および授業科目の順次性を、全学のカリキュラム・マップ、カリキュラム・フローチャートの策定方針に基づきながら行うと同時に、学生への確実な提供を確保する。	

年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・2017 年度の地域創生学科新設に合わせて、カリキュラム・マップ、カリキュラム・チャートを策定し、各学科に適合した授業の提供ができるように準備する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点	評価（評定）					
			昨年度			年度末		
			2015 年度			2016 年度		
			評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
421	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	① 必要な授業科目が開設されているか。	A	A		A	A	
		② 順次性のある授業科目が体系的に配置されているか。	A			A		
		③ 専門教育・教養科目の位置づけが適切になされているか。（学部）	A			A		
		④ コースワークとリサーチワークのバランスが取れているか。（研究科）						
		⑤ 教育課程の体系および順次性を明示しているか。	A			A		
422	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	⑥ 学士課程教育に相応しい教育内容の提供をしているか。（学部）	A	A	A	A	A	A
		⑦ 初年次教育・高大接続に配慮した教育内容となっているか。（学部）	A			A		
		⑧ 専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。（研究科）						
		⑨ 理論と実務との架橋を図る教育内容の提供をしているか。（法務研究科）						
		⑩ 教育内容の適切性について定期的に検証を行っているか。	A			A		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	法学部「2016 年度履修要綱」関東学院大学 理念・目的等 p.6～9
2	関東学院大学学則 第 8、9、16、19 条、19 条の 2、25、26、34 条
3	関東学院大学法学部履修規程
4	法学部「2016 年度履修要綱」
5	2016 年度副専攻履修要綱

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学部

基準 No	基準項目
4	教育内容・方法・成果
43	教育方法

大学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な授業形態を採用するとともに、教育効果を十分に発揮するために、教育方法の改善に多面的な努力を払う必要がある。

学生の学修意欲を促進させるために、適切な履修指導を行うとともに、適切なシラバスを作成し授業計画に基づいて教育研究指導を行い、授業形態、授業方法にも工夫を凝らすなど、学修の活性化のための十分な措置を講ずることが必要である。

履修単位の認定方法に関しては、各授業科目の特徴や内容、履修形態等を考慮し、期待する学習成果を見極めながら、単位制の趣旨に沿った措置をとることが必要である。また、教育の質を保証するために、厳格かつ適正な成績評価を行う必要がある。

大学は、教育水準の維持・向上のために、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の一環として、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育内容・方法および教育上の効果を定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
431	教育方法および学修指導は適切か。	
	評価の視点	
	①	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）を採用しているか。
	②	履修科目登録の上限を適切に設定しているか。
	③	学修指導が充実しているか。
	④	学生の主体的参加を促す授業方法を用いているか。
	⑤	研究指導計画に基づき研究指導・学位論文作成指導を行っているか。（研究科）
⑥	実務的能力の向上を目指した教育方法を用い、学修指導を行っているか。（法務研究科）	
年度始	現状の確認	
教育目標の達成に向け、授業科目毎に到達目標を定め、適切な授業形態（講義、演習、実験、実習等）を採用している。授業形態の大半は講義であるが、専門教育への導入科目である「法学の基礎」（必修）は、大人数での講義を避けるため、4～5 クラスで開講している。また、学部基幹選択必修科目である「憲法 1」「憲法 2」「民法総則 1」「民法総則 2」「刑法総論 1」「刑法総論 2」（登録必須）についても、2～3 クラス開講としている。なお、授業科目毎の到達目標および授業形態はシラバスに明記している（資料 1）。授業形態は履修要綱にも明記している（資料 2）。 また、各学期（セメスター）の履修科目登録の上限について 24 単位と履修規程に定め、履修要綱にも明記している（資料 2、3）。ただし、諸課程開講科目の単位については、この上限に算入しない。さらに、海外語学研修およびインターンシップ、大学以外の教育施設等における学修、ボランティア活動による単位についても、この上限を超えて認定することができる。他にも、総合的な教育効果等を考慮し、履修科目登録の上限に含めない場合がある。 なお、シラバスおよび授業形態、履修科目登録の上限はホームページでも公表している（資料 4、5）。 履修指導については履修要綱に基づいて行っている。学期（セメスター）毎にオリエンテーションを実施し、教務委員が中心となり、学生に成績表を個別に配付するとともに履修指導を行っている。成績不振の学生については、学科長、共通科目主任、教務主任および教務委員が別途個別面談を行っている。2014 年度から「学びの基礎」（登録必須科目）担当者による 1 年次生に対する面談と、ゼミナール担当教員による成績不振の学生に対する面談を開始し、その運用については改善を重ねてきている。 また、学修支援システム（Olive Class）の利用比率が高いことから、受講者数が多い授業等においても、学生の主体的な授業参加を促す授業方法として、頻繁な課題提出や受講生とのコミュニケーションなどを試みている教員が多いと推測できる。 さらに、授業科目担当者の全員にオフィスアワーを設定し、シラバスに明示することで、学生への学修指導のさらなる充実を図っている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・2017 年度から「学びの基礎」に代わって「大学入門ゼミ」とプレゼミナール1（登録必須科目）が新たに開講されることから、1 年次生全員個別面談の新たな運用を中心に、2 学科体制での学修指導を検討する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
教務・学生・図書館・情報科学センター等との連携を強めた導入科目である「大学入門ゼミナール」で学生との面談を実施できる準備ができた。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
432	シラバスに基づいて授業が展開されているか。	
	評価の視点	
	⑦	シラバスの内容の充実を図っているか。
	⑧	授業内容・方法とシラバスとの整合性は取れているか。
⑨	シラバスの内容に対する検証を組織的に行っているか。	
年度始	現状の確認	
WEB シラバスシステムを導入し、全学部・研究科で統一書式による運用を行なっている。 また、シラバスの内容に対する組織的な検証体制を拡充させるために、段階的に組織的なシラバスチェック体制の整備を行うことが全学的に決定している(資料 6)。 授業内容・方法とシラバスとの整合性については、毎学期の「学生による授業改善アンケート」において確認することができる。「授業は授業概要(シラバス)に対応していました」という質問に対して、5 段階(1:全くそう思わない、2:あまりそう思わない、3:どちらともいえない、4:ややそう思う、5:強くそう思う)による学生の評価を受ける。 2015 度の実施結果では、春学期の平均は 3.9 であり、秋学期の平均も 3.94 であった。比較的肯定的な評価であり、概ねシラバスに基づいた授業が展開されている(授業内容・方法とシラバスとの整合性は取れている)と言える(資料 7、8)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・シラバスチェックが制度化されたが、その運用については無駄(例えば、記載項目によっては全学方針で機作の仕方が決まっているにもかかわらず、授業担当者にその記載が委ねられてしまっているために、全学の統一方針との齟齬が多く、それをチェック担当者が指摘しなければならないという事態が発生した)が多かった。この点については全学のシラバス管理体制の部局に見直しを求める。		
年度末	点検(振り返り)	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容(特色ある取組や成果創出など)		伸長方策(将来に向けた発展方策)
「教学マネジメントシート」により、シラバスチェックにおける問題点を明確にできた。		特になし。
改善すべき事項		
内容(明らかになった課題点など)		改善方策(将来に向けた発展方策)
シラバスチェックにかかる労力が大きすぎる。		形式的チェック項目の合理化の検討。

項目No	点検・評価項目	
433	成績評価と単位認定は適切に行われているか。	
	評価の視点	
	⑩	成績評価方法・評価基準を明示しているか。
	⑪	単位認定は単位制度に基づき適切に行われているか。
	⑫	既修得単位認定は適切に行われているか。
年度始	現状の確認	
学則に基づき履修規程を定め、成績評価および単位認定を適切に行っている(資料 3、9)。また、GPA 制度も導入している。 成績評価については、全学的に秀(100 点～90 点)・優(89 点～80 点)・良(79 点～70 点)・可(69 点～60 点)・不可(59 点～0 点)の 5 段階評価を行い、可以上を合格としている。なお、法学部においては、一部例外科目を除いて「秀」および「優」は、原則として当該科目履修者全体の 30%を超えないと定めている(資料 10)。 単位認定については、単位の算定基準を定め、それに基づき授業科目の単位数を設定している。また、単位互換協定を結んだ他大学で単位互換履修生等として修得した単位の認定も行っている。さらに、海外語学研修、インターンシップおよびボランティア活動についても、単位認定することができる。他にも、文部科学大臣が定めるところにより技能審査等の認定評価および、新入生の既修得単位についても、30 単位を超えない範囲で単位認定することができる。ただし、技能審査等の認定評価については、8 単位が上限である。また、「学生の外国留学に関する規程」(資料 11)に基づく留学で修得した単位、編入学生の既修得単位の認定も行っている。これらの既修得等の単位認定は、教務委員会および教授会の審議を経て承認している。 なお、成績評価方法・基準については、シラバスにより学生に明示している(資料 1)。また、成績の評価および単位制度、単位の認定、GPA の算出方法等、履修規程については、履修要綱において学生に明示している(資料 2)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・現状を維持する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
434	教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。 ※ ここでの FD は「教育課程や教育内容・方法の改善」に関する活動を指す。「教員の資質向上」に関する活動は、点検・評価項目 No. 304 参照。	
	評価の視点	
	⑬	教育課程や教育内容・方法・成果の改善を図るための組織的研修・研究を実施しているか。
年度始	現状の確認	
高等教育研究センターが中心的な役割を担い、教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけるために、主に以下の方策を全学的に実施している。 ・ 学生による授業改善アンケート ・ 公開授業(専任教員) ・ シラバス記載事項等の見直し(内容の充実) ・ 段階的・組織的なシラバスチェック体制の整備 ・ 教育・研究等活動に関する自己点検・評価(専任教員) 本学部では、教育成果の検証と改善への結びつけの定期的な制度として、「学生による授業改善アンケート」の集計結果の確認・分析を、FD 委員会および教務委員会が行い、その結果を教授会にて報告している。また、公開授業においては、授業参観者数が少ないことが現状の課題である。さらに、毎年開催する法学部研修教授会において、教育課程の見直しとともに授業内容の改善を図るための研修を行っている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・2017 年度地域創生学科新設に伴い、法学部全体での教育成果の検証と教育内容・方法への反映の方策を検討する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
研修教授会が新学科設置に関わる問題に偏りすぎていた。		法学部全体の教育成果に関する研修を検討する。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）						
				昨年度			年度末			
				2015 年度			2016 年度			
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準	
431	教育方法および学修指導は適切か。	①	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）を採用しているか。	A	B		A	B		
		②	履修科目登録の上限を適切に設定しているか。	A						A
		③	学修指導が充実しているか。	A						A
		④	学生の主体的参加を促す授業方法を用いているか。	B						B
		⑤	研究指導計画に基づき研究指導・学位論文作成指導を行っているか。（研究科）							
		⑥	実務的能力の向上を目指した教育方法を用い、学修指導を行っているか。（法務研究科）							
432	シラバスに基づいて授業が展開されているか。	⑦	シラバスの内容の充実を図っているか。	A	A	B	A	A	B	
		⑧	授業内容・方法とシラバスとの整合性は取れているか。	A			A			
		⑨	シラバスの内容に対する検証を組織的にを行っているか。	A			A			
433	成績評価と単位認定は適切に行われているか。	⑩	成績評価方法・評価基準を明示しているか。	A	A		A	A		
		⑪	単位認定は単位制度に基づき適切に行われているか。	A			A			
		⑫	既修得単位認定は適切に行われているか。	A			A			
434	教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	⑬	教育課程や教育内容・方法・成果の改善を図るための組織的研修・研究を実施しているか。	A			B			

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	年間の授業計画の概要(Web シラバス) https://info.kanto-gakuin.ac.jp/portal/slbsskgr.do?clearAccessData=true&contentam=slbsskgr&kjnmnNo=7 (シラバス検索画面)
2	法学部「2016 年度履修要綱」
3	関東学院大学法学部履修規程
4	関東学院大学ホームページ「5.授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること」 http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html#anchor-05
5	関東学院大学ホームページ「6.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること」 http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html#anchor-06
6	2014 年度第 3 回教学機構会議議事録 審議事項 3
7	2015 年度春学期実施「学生による授業改善アンケート報告書」(法学部)
8	2015 年度秋学期実施「学生による授業改善アンケート報告書」(法学部)
9	関東学院大学学則 第 9～13、20～22 条
10	関東学院大学法学部成績評価及び単位認定に関する取扱内規
11	学生の外国留学に関する規程

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学部

基準 No	基準項目
4	教育内容・方法・成果
44	成果

大学は、学習成果を的確に評価するために、その評価方法や評価指標の開発に努めなければならない。

大学は、いずれの課程においても、明示された学位授与方針に基づき、一定の成果を修めたと認定された学生に対して、学位を授与する必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
441	教育目標に沿った成果が上がっているか。	
	評価の視点	
	①	学生の学修成果を測定するための評価指標を開発しているか。
	②	学生の自己評価、卒業後の評価を行っているか。
年度始	現状の確認	
毎学期実施している「学生による授業改善アンケート」において、「授業の到達目標及びテーマに掲げられている知識やスキルが身につくと思いますか」などの設問を通じて、教育目標に沿った成果に関連する学生の自己評価を確認することができる(資料 1、2)。 また、学生の学修成果を測定するための評価指標として、GPA 制度を利用している(資料 3)。成績優秀者への表彰制度や、3 年次(第 5 セメスタ)以降の「発展科目」の履修資格認定(GPA2.5 以上)に利用している。さらに、2014 年度より実施している「学びの基礎」(登録必須)担当者による 1 年次生に対する面談資料として、取得単位数と GPA を座標軸としたグラフを作成し、各学生の学修成果の「見える化」を図れないかを試行している。 また、2013 年度秋学期末から、卒業を目前に控えた学生(4 年次)を対象としたアンケートを実施している。このアンケートは 4 年間の学び(キャンパスライフその他の要素を含む)を振りかえってのものとなっており、3年間のデータの蓄積ができた。 また、経済学部からアンケート項目の提供依頼に応じ、経済学部も同種のアンケートを 2015 年度から実施することになったことから、他学部との比較検討が可能な状態となった。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・4 年生アンケートの蓄積データを検証する。 ・4 年生アンケートの経済学部との比較を模索する。 ・卒業後の評価方法を模索する。		
年度末	点検(振り返り)	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容(特色ある取組や成果創出など)		伸長方策(将来に向けた発展方策)
「4年生アンケート」は全学実施の「卒業生アンケート」に移行し、全学傾向との比較などを可能にした。		特になし。
改善すべき事項		
内容(明らかになった課題点など)		改善方策(将来に向けた発展方策)
授業改善アンケートの自由記述における問題点が顕在化した。		「自由記述」における問題点は、授業改善アンケートの実施主体である高等教育研究・開発センターと協議する。

項目No	点検・評価項目	
442	学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。	
	評価の視点	
	③	学位授与基準、学位授与手続きは適切か。
	④	学位審査および修了認定の客観性・厳格性確保の方策を講じているか。（研究科、法務研究科）
年度始	現状の確認	
学位授与基準(卒業要件)については、履修規程に定め、履修要綱等によって学生に明示している(資料3、4)。学位授与手続き(卒業査定)については、学則に則り教授会の審議事項としている(資料5)。なお、より厳正に審査するため、教務委員会での審議を受けたうえで、教授会で同様の審議を行っている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・現状を維持する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）					
				昨年度			年度末		
				2015 年度			2016 年度		
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
441	教育目標に沿った成果が上がっているか。	①	学生の学修成果を測定するための評価指標を開発しているか。	B	B		B	B	
		②	学生の自己評価、卒業後の評価を行っているか。	B			B		
442	学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。	③	学位授与基準、学位授与手続きは適切か。	A		B	A		B
		④	学位審査および修了認定の客観性・厳格性確保の方策を講じているか。（研究科、法務研究科）						

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	2015 年度春学期実施「学生による授業改善アンケート報告書」(法学部)
2	2015 年度秋学期実施「学生による授業改善アンケート報告書」(法学部)
3	法学部「2016 年度履修要綱」p.18「GPA(Grade Point Average)について」
4	関東学院大学法学部履修規程 第 4 条
5	関東学院大学学則 第 52 条第 2 項第 2 号

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学部

基準 No	基準項目
5	学生の受け入れ

大学は、その理念・目的および教育目標を効果的に実現できるよう、学生の受け入れ方針および学生収容定員を定める必要がある。

大学は、入学者の選抜にあたり、その受け入れ方針を基礎とし、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒および外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な選抜制度を採用し、また運用するよう努める必要がある。

大学は、学生収容定員と在籍学生数の比率を適切に維持しなければならない。また、教育効果を十分にあげるために、過度な学生増は避け、大学の規模に見合う学生数を収容することが重要である。

大学は、入学者選抜が学生の受け入れ方針に基づいて公正かつ適切に実施されているかについて定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、簡条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、簡条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、簡条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
501	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明示しているか。	
	評価の視点	
	①	求める学生像（入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））を明示しているか。
	②	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）との整合性は取れているか。
	③	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準を明示しているか。
	④	障がいのある学生の受け入れ方針があるか。
年度始	現状の確認	
● 3 ポリシー（入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)）について 法学部の入学者受入方針を大学ホームページ、学部ホームページ、学生募集要項などの広報媒体で公開している(資料1～3)。 2014 年度に学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の再策定を行い、それに合わせて入学者受入方針の再策定を行って整合性を図っている。 ● 修得しておくべき知識等の内容・水準について 2014 年度末に再策定したアドミッション・ポリシーでは現行の入試区分に対応した、入学するに当たり修得しておくべき知識等を明示することにした。 ● 障がいのある学生の受け入れについて 障がいのある学生の受け入れ方針は、大学全体の姿勢に準じて法学部も対応している。受験生からの事前の申し出には、原則として来校していただき、就学上の措置まで見据えて、出願する学部学科あるいは研究科と直接、事前相談に応じている。その上で、学部学科の各入学試験において適切な措置をとり、障がいのある学生も公平に受け入れている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・学部の広報委員会と入試委員会、さらに全学の入試センター・入試課・広報室との連携を充実させ、アドミッション・ポリシーの明示等に齟齬が生じないようにする。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
障がいのある学生をできるかぎり受け入れることが全学的な了解事項となっているが、明文の方針とされていない。		障がいのある学生の受け入れ方針や受け入れ後の対応について全学的な検討を働きかける。

項目No	点検・評価項目	
502	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	
	評価の視点	
	⑤	学生募集方法、入学者選抜方法は適切か。
	⑥	入学者選抜において透明性を確保するための措置は適切か。
年度始	現状の確認	
学生募集および入学者選抜は、文部科学省の定める「大学入学者選抜実施要項」に則り、大学の入学者選抜規程を定めて実施している。入学者選抜規程により大学入試委員会を設置し、各学部の入学者選抜方法、入試日程、入試実施体制、入試査定原案（入試区分毎の合格者数）などを審議する(資料4、5)。 法学部では多様な方式による入学者選抜を行っている。選抜試験は、入試センターによる全学体制のもとで厳正に実施している。 合否判定は、すべての入学試験で、学部入試委員会で原案を作成し、教授会で決定している。合否判定の審議に際しては、採点結果のみで判定し、恣意的な判断が介在しないようにして公平性を保っている。 どの入試区分においても、採点は数値化による順位付けを行い合否判定の公正性を確保している。受験生に対しては試験問題および、志願者数、合格者数、倍率等をホームページで公開して透明性を確保している。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・2017 年度の地域創生学科新設に伴うアドミッション・ポリシーの再策定にしたがって入試を実施する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
503	適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	
	評価の視点	
	⑦	収容定員に対する在籍学生数比率は適切か。
	⑧	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関して対応しているか。
年度始	現状の確認	
2016 年 5 月 1 日における定員充足率(収容定員に対する在籍学生数比率)は 0.76(収容定員 1,320 名:在籍学生数 1,002 名)である。入学定員に対する入学者数比率の過去 5 年間の平均は 0.75 である。 <u>(資料 6)</u> しかしながら、2016 年度入試においては入学者数 347 名であり、入学定員(330 名)を 6 年ぶりに満たすことができた。また、志願者についてもほぼすべての入試区分において昨年度を大幅に上回ることができた <u>(資料 7)</u> 。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・2017 年度の法学部修学地の全面移転に関する入試広報を行う。 ・2017 年度の地域創生学科新設に関する入試広報を行う。 ・退学者の減少に努め、在籍学生数を確保し、収容定員率の維持を目指す。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
新学科広報の効果もあり、定員充足率が昨年に引き続き改善された。		外訪員との連携強化により入試広報効果の継続に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
推薦入試における志願者が予想より多く、全体とのバランスを取る必要がある。		指定校制推薦入試の結果を再検証する。

項目No	点検・評価項目	
504	学生募集および入学者選抜は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	
	評価の視点	
	⑨	定期的に検証を行っているか。
年度始	現状の確認	
毎年度、大学入試委員会において入試状況総括を実施し、公正性と妥当性を検証している。法学部入試委員会においても入試総括を行い、適切性について検証している(資料7)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・現状を維持する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）					
				昨年度			年度末		
				2015 年度			2016 年度		
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
501	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明示しているか。	①	求める学生像（入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））を明示しているか。	A	A	A	A	A	A
		②	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）との整合性は取れているか。	A			A		
		③	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準を明示しているか。	B			B		
		④	障がいのある学生の受け入れ方針があるか。	S			S		
502	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	⑤	学生募集方法、入学者選抜方法は適切か。	S	S	A	S	S	A
		⑥	入学者選抜において透明性を確保するための措置は適切か。	S			S		
503	適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	⑦	収容定員に対する在籍学生数比率は適切か。	B	B	A	B	A	A
		⑧	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関して対応しているか。	A			A		
504	学生募集および入学者選抜は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	⑨	定期的に検証を行っているか。	A			A		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	大学及び学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針 (http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/content/files/about/disclosure/disclosure_1-3.pdf)
2	「法学部 関東学院大学」 (http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/faculty/law.html)
3	2017 年度 学生募集要項
4	関東学院大学入学者選抜規程
5	関東学院大学入試委員会規程
6	関東学院大学HP「関東学院大学の教育・研究に関する情報を公表します」4.入学者数、収容定員及び在学者数、卒業又は修了者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること、学生の状況など
7	2016 年度入試総括

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学部

基準 No	基準項目
6	学生支援

大学は、幅広く深い教養と専門的知識を身につけた人材を育成するという責務を果たすことが求められる。また、大学における学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分に発揮させるために、適切な環境を整えとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を適切に行う必要がある。そのために大学は、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を明確にする必要がある。

学生の修学支援として、補習・補充教育の実施、障がい学生に対する修学支援等の充実に加え、学生生活の安定のために大学独自の奨学金を設置し、これを適切に運用するほか、学外の奨学金の受給に関わる相談や取り扱い業務を充実させるなど、経済的支援が重要である。

学生の生活支援として、心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するためにカウンセリング等の指導相談体制を整備する必要がある。また、学生の住環境に配慮することも望まれる。さらに大学は、学生が快適で安全な学生生活を送れるように、学生の人権を保障し、ハラスメントがないよう十分に配慮する必要がある。

学生の進路支援として、キャリア支援に関する組織体制を整備し、進路選択に関わる指導・ガイダンスを実施することが必要である。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
602	学生への修学支援は適切に行われているか。	
	評価の視点	
	②	留年者および休・退学者の状況把握と対処は適切か。
	③	補習・補充教育を実施しているか。
	④	入学前準備教育を実施しているか。
	⑤	障がいのある学生に対する修学支援措置は適切か。
	⑥	奨学金等の経済的支援措置は適切か。
年度始	現状の確認	
● 留年者および休・退学者の状況把握と対処 ・休・退学者に対する状況把握については教務委員会が行い、逐次教授会で報告・審議している。 ● 補習・補充教育 ・入学時点において基礎学力が不足している学生に対しては、全学の方針に準拠した対応を取っている。 ● 入学前準備教育 入学前準備教育については、法学部独自の内容を委託業者によって実施し、結果報告を役職者間(学部長、学科長、共通科目主任、学生生活部次長、入試センター次長)で共有している。<u>(資料1)</u>		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・休・退学者への対応は法学部における教育内容以前の問題(家庭の経済事情など)によるため、学生生活部との連携を図りながら対処する。 ・入学前準備教育については、その費用対効果も含めて検討する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
退学者を未然に防ぐことを目的の一つとする全員面談を2017 年度より全学の諸部署と連携した導入科目「大学入門ゼミナール」で実施する計画を立てたことにより、より大きな効果が期待できる。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
入学前準備教育の予算削減により、従来の方式を維持できない状況となった。		他学部で導入している入学前準備教育コンテンツの共有などにより対応する。

項目No	点検・評価項目	
604	学生の進路支援は適切に行われているか。	
	評価の視点	
	⑨	進路選択に関わる教育・指導・ガイダンスを実施しているか。
	⑩	キャリア支援に関する組織体制を整備しているか。
年度始	現状の確認	
● 進路選択に関わる教育・指導・ガイダンス ・カリキュラムでは法学部独自の「法学部キャリア形成」科目を設けている。<u>(資料2)</u> ・オリエンテーションにおいて、キャリア支援に関する時間帯を設けている。<u>(資料3)</u> ・3年次生を対象とするキャリアカウンセラーによる全員個別面談を実施している。<u>(資料4)</u> ● キャリア支援に関する組織体制 ・学部内に「キャリア支援委員会」を設け、小田原校地の就職支援課との協力体制のもとでキャリア支援を行っている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・地域創生学科設置に伴うキャリア支援科目の変更に合わせて、法学科の関連科目の移行措置が円滑に進むように対処する。 ・2017年度のキャンパス全面移転後のキャリア支援体制について検討する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
全学組織である就職支援センター（就職支援課）と法学部の人的リソース（就職支援委員、客員教員、学部庶務課員）との連携による支援体制の準備ができた。		特になし。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点	評価（評定）					
			昨年度			年度末		
			2015 年度			2016 年度		
			評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
602	学生への修学支援は適切に行われているか。	② 留年者および休・退学者の状況把握と対処は適切か。	-	-		A	A	
		③ 補習・補充教育を実施しているか。	-			A		
		④ 入学前準備教育を実施しているか。	-			A		
		⑤ 障がいのある学生に対する修学支援措置は適切か。						
		⑥ 奨学金等の経済的支援措置は適切か。						
604	学生の進路支援は適切に行われているか。	⑨ 進路選択に関わる教育・指導・ガイダンスを実施しているか。	-	-		A	A	
		⑩ キャリア支援に関する組織体制を整備しているか。	-			A		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	2016 年度入学前準備教育報告書
2	法学部「2016 年度履修要綱」
3	教務課作成 2016 年度春学期オリエンテーションについての資料
4	小田原校地就職支援課作成 全員面談についての資料

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学部

基準 No	基準項目
7	教育研究等環境

大学は、教育研究組織の規模や特性に応じて、必要にして十分な広さの校地・校舎を配備するとともに、大学の理念・目的を実現するために適切な施設・設備等を整備し、学生の学修と教員の教育研究環境を整えなければならない。とりわけ使用者の安全・衛生の確保に万全を期すとともに、学生の立場に立ったキャンパス環境の形成に努めることが重要である。

大学は、適切な規模の図書館を配備し、質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その効果的な利用を促進する必要がある。また、図書館ネットワーク等を利用した、国内外の教育研究機関との学術情報の相互提供システムを講築することも重要である。

大学は、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）等のスタッフを適切に配置し、学生の学修および教員による教育研究活動を支援すると同時に、教員研究費・研究室・研究時間の確保に留意し、また、研究倫理に関する規定類を明文化するなど、教員の教育研究活動の活性化を支援する環境を整備する必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
704	教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	
	評価の視点	
	⑪	教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備を整備しているか。
	⑫	ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、技術スタッフなど教育研究支援体制を整備しているか。
	⑬	教員の研究費・研究室および研究専念時間は確保されているか。
年度始	現状の確認	
● 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備 2年生から4年生が学ぶ小田原キャンパスでは、定員150名以上の大教室が4、定員56名以上149名以下の中教室が6室、定員55名以下の小教室が17室であり、法学部が教育の方針の一つとしている少人数教育を実施する施設が確保されている。 学生のメディアリテラシー向上や小田原市民の生涯学習のため、7号館(リカレント教育棟)を整備している。 また、2016年度から1年生を受け入れている金沢八景キャンパスでは、フォーサイト1階に法学部専任教員控室とそれに付随する設備を確保した。 2017年度のキャンパス全面移転に伴う新棟については教員研究室の割り付けや教室の基本的な設備についての調整が済んでいる。 ● TA、RA、技術スタッフ等の教育研究支援体制 教育支援体制としてのティーチング・アシスタント(TA)は、大学院生が少ないことからおらず、学部学生によるスチューデント・アシスタント(SA)を2010年度から「コース入門」の授業で用いており、2015年度においては5名を採用予定した。その主な業務は、資料や出席票の配布、課題の回収などである。 研究支援体制としてのリサーチ・アシスタント(RA)については、法学部には制度自体がない。 ● 教員の研究費・研究室および研究専念時間 教員の研究費・研究室については確保されている。研究専念時間については学部間や教員間で差があり、一律的な確保が難しい状況である。 法学部独自の制度として、若手研究者のために、法学研究所の萌芽的研究資金(40万円)及び法学会の研究助成金(上限50万円)がそれぞれ用意されている(資料1、2)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・2017年度のキャンパス全面移転、新棟の完成を視野に入れて、施設・設備を充実する。 ・新棟については、現在オープンスペースとなっている部分のラーニング・コモンズとしての利活用を検討する。		
年度末	点検(振り返り)	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容(特色ある取組や成果創出など)		伸長方策(将来に向けた発展方策)
特になし。		特になし。
改善すべき事項		
内容(明らかになった課題点など)		改善方策(将来に向けた発展方策)
新棟(3号館)4階のオープンスペースについての具体的な利用法について十分な検討ができなかった。		オープンスペースについては、SA相互間また教員との調整をはじめとする教育に関するコミュニケーションの場として活用しはじめることにし、その利用状況を判断材料に、より具体的な利活用案を策定する。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）					
				昨年度			年度末		
				2015 年度			2016 年度		
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
704	教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	⑪	教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備を整備しているか。	A	B		A	B	
		⑫	ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、技術スタッフなど教育研究支援体制を整備しているか。	B			B		
		⑬	教員の研究費・研究室および研究専念時間は確保されているか。	B			B		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	2016 年度法学会予算
2	2016 年度法学研究所予算